

受講生各位

2012年目標 司法書士講座

教材訂正表

平成23年12月までの法令改正及び先例変更により、下記のように修正が必要になりました。なお、民法の一部を改正する法律（平23年法61号）の施行期日は平成24年4月1日と定められましたので、平成24年度司法書士試験の出題対象となります。

テキスト民法2（背表紙番号 1005、1105）

	誤った記述	正しい記述
p247 ①後見人 1 未成年後見人の就任 (3) 未成年後見人の員数	未成年後見人は、「1人」でなければならない（民842条）。	複数の未成年後見人が就任してもよい（民842条は削除された）。また、法人も未成年後見人となることができる。

テキスト商法（会社法）・商登法（背表紙番号 1010）

	誤った記述	正しい記述
p25 Advance ③	③ 破産会社の代表取締役（昭45.7.21-3024号）	* 破産会社の代表取締役については、破産手続開始の登記がある旨が付記され交付される（平23.4.1-816号）
テキスト全体	登録免許税別表第1・24（1）ソ	登録免許税別表第1・24（1）レ
	登録免許税別表第1・24（1）ツ	登録免許税別表第1・24（1）ソ
	登録免許税別表第1・24（1）ネ	登録免許税別表第1・24（1）ツ
	登録免許税別表第1・24（1）ナ	登録免許税別表第1・24（1）ネ
	登録免許税別表第1・24（1）ラ	登録免許税別表第1・24（1）ナ

* 旧登録免許税別表第1・24（1）レ（商号の仮登記）が削除されたため、解散の登記以降の符号が繰り上がった。

テキスト商法（会社法）・商登法（背表紙番号 1107）

	誤った記述	正しい記述
p25 Advance ③	③ 破産会社の代表取締役（昭45.7.21-3024号）	* 破産会社の代表取締役は、破産手続開始の登記がある旨を付記し交付される（平23.4.1-816号）

肢別チェック民法（背表紙番号 0904）

	誤った記述	正しい記述
p.176 624	○ 未成年後見人は1人でなければならない（民 842 条）。なお、成年後見人については1人である必要はない（民 843 条 3 項、859 条の 2 参照）。【平 14-20-イ】	× 未成年後見人は1人でなければならないという民法 842 条の規定は削除された。未成年後見人は複数でもよい。【平 14-20-イ】

過去問題集・民法（背表紙番号 0912）

	誤った記述	正しい記述
p. 757 14-20 肢イ	イ 後見人の数は、1人でなければならない。未成年後見人 ○ 成年後見人 ×	イ 後見人の数は、1人でなければならない。未成年後見人 × 成年後見人 ×
p. 758	イ いずれも正しい。未成年後見人は1人でなければならない（民 842 条）。未成年後見人が複数存在すると、相互に事務遂行を期待して責任が分散し、後見事務が滞ってしまうおそれがあるからである。一方、成年後見人は1人である必要はない（民 843 条 3 項、859 条の 2 参照）。成年後見については、むしろ複数の後見人を選任した方が適切な後見事務の遂行（財産管理の専門家と福祉の専門家が共同するなど）を期待できるからである。	イ いずれも正しい。未成年後見人がある場合において、家庭裁判所は必要があると認めるときは、更に未成年後見人を選任することができる（民 840 条 2 項）。未成年後見人の員数を制限していた民法 842 条は削除された。また、成年後見人も1人である必要はない（民 843 条 3 項、859 条の 2 参照）。

平成 22 年度 択一式過去問題集（背表紙番号 1010）

	誤った記述	正しい記述
p. 45 22-21 肢オ	オ 未成年後見人は一人でなければならないが、成年後見人は複数でもよい。	オ 未成年後見人も成年後見人も、人数は複数でもよい。
p. 46 肢オ	オ 正しい。未成年後見人は、1人でなければならない（民 842 条）。これに対して、成年後見人には人	オ 正しい。未成年後見人がある場合において、家庭裁判所は必要があると認めるときは、更に未成年

	数の制限はなく、複数でもよい（民 859 条の 2 参照）。	後見人を選任することができ（民 840 条 2 項）、人数は複数でもよい。また、成年後見人にも人数の制限はなく、複数でもよい（民 859 条の 2 参照）。
--	--------------------------------	--

	誤った記述	正しい記述
p. 259 出題4-30 改 肢5	5 登記名義人の住所移転によるその住所の変更の登記がされない間に、行政区画のみの変更があった場合において、その登記名義人が住所移転及び行政区画変更による登記名義人の住所の変更登記の申請を一の申請情報によってするときは、登録免許税を納付することを要しない。	5 登記名義人の住所移転によるその住所の変更の登記がされない間に、行政区画のみの変更があった場合において、その登記名義人が住所移転及び行政区画変更による登記名義人の住所の変更登記の申請を一の申請情報によってするときは、当該行政区画の変更に係る市区町村長等の証明書を添付しなくても、登録免許税を納付することを要しない。
p. 260 肢5	5 誤り。登記名義人の住所移転によるその住所変更の登記がされない間に、行政区画の変更があった場合に、住所移転及び行政区画の変更による登記名義人の住所変更の登記を申請するときは、不動産1個につき金1,000円の登録免許税を納付しなければならない（登研252号）。	5 誤り。登記名義人の住所移転後、区制施行などの地番変更を伴わない行政区画の変更があった場合、登記名義人の住所の変更の登記を一の申請とするときは、その原因を「平成年月日住所移転、平成年月日区制施行」とする。この場合、当該登記の申請の添付情報として、当該行政区画の変更に係る市区町村長等の証明書（登税規1条1項2号）が提供されたときは、登録免許税法5条5号の規定により登録免許税は非課税になる（平22.11.1-2759号）。

	誤った記述	正しい記述
p. 360 肢ウ	<p>ウ 誤り。会社について破産手続開始の決定がされた場合には、破産管財人は、登記所に印鑑を提出して印鑑証明書の交付を受けることができる（商登12条1項）。破産法全面改正の影響を受けて平成16年商業登記法改正により、破産管財人は届出印の印鑑の証明書の交付を請求することができるようになった。他方、当該会社の破産手続開始の決定がされた当時の代表取締役は印鑑証明書の交付を受けることができない（昭45.7.21-3024号）。</p>	<p>ウ 誤り。会社について破産手続開始の決定がされた場合には、破産管財人は、登記所に印鑑を提出して印鑑証明書の交付を受けることができる（商登12条1項）。また、会社の破産手続開始の決定がされた当時の代表取締役も破産手続開始の登記がある旨が付記された印鑑証明書の交付を受けることができる（平23.4.1-816号）</p>

クレアール司法書士講座
受験対策室